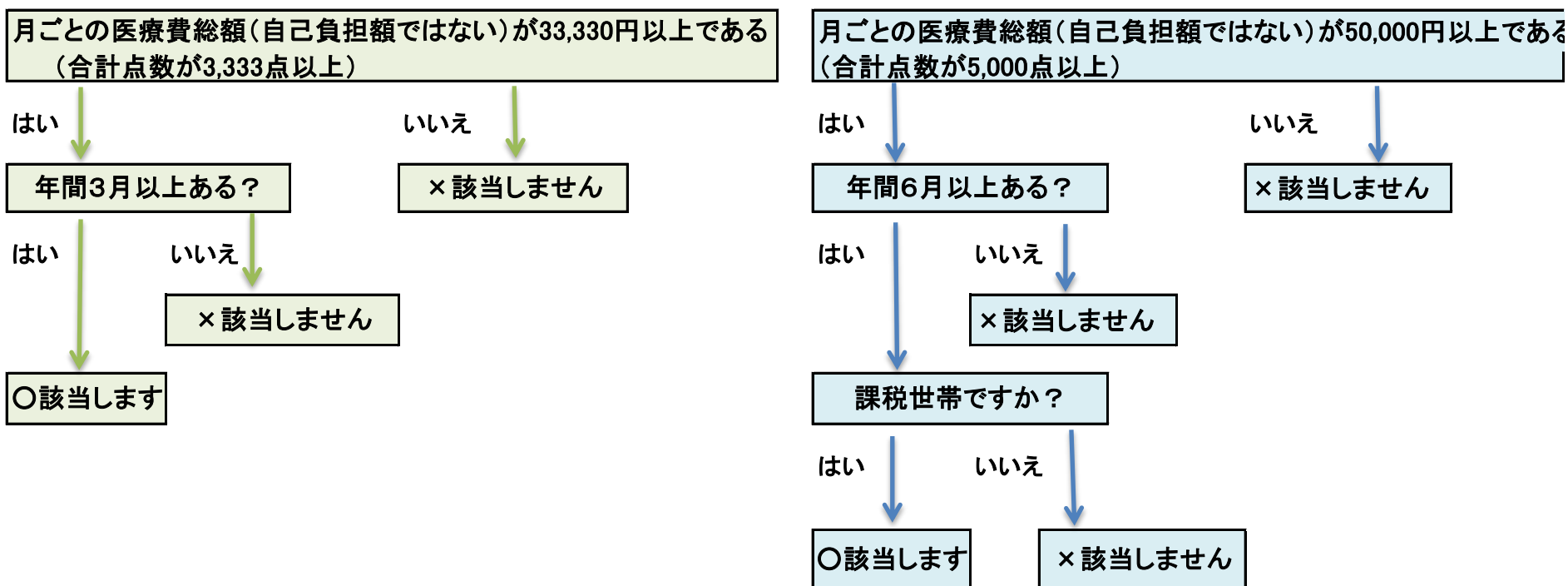


特定医療費（指定難病）の『軽症高額該当』または『高額かつ長期』について

現在認定されている方も、重症度分類を満たさない場合は原則不認定になります。

しかし、一定額以上の医療費がかかっている方は「軽度高額該当」または「高額かつ長期」の対象となります。

「軽症高額」または「高額かつ長期」に該当するか？



	平成30年			平成31年				令和1年				
	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7
軽症高額	×	①	×	×	②	×	×	③	×	×	④	×
高額かつ長期	×	①		②	×	③	×	④	×	⑤	×	⑥

↑ 申請月
 (軽症高額) 3回目に該当申請手続
 (高額かつ長期) 6回目に該当申請手続

《確認方法》

- 新規申請の場合 … 医療費申告書に領収書等を添付
 - 更新申請の場合 … 自己負担上限額管理票
- * 特定医療費の支給対象となり得る介護保険サービスに要する費用は含み、入院時の食事療養費・生活療養費は除きます。
- * 現在、軽症高額に該当していないが、今後もし、医療総額費が増えて軽症高額に該当したら申請することもできます。

